

一般社団法人 FLIP コンソーシアム ユーザー会員規約 新旧対照表



2023年10月6日（金）より以下の条項を改定いたします。

条項：	改定前：	改定後：
第2条 (会員の定義)	<p>1 定款第6条に定める当法人の会員には、正会員、一般会員、ユーザー会員、特別顧問および顧問の5種があります。これらの会員のうち、ユーザー会員をもって本規約における会員（以下、「会員」という。）とします。なお、会員のうち、定款第6条第2項に規定する日本国外の個人および法人については海外会員とし、本規約とは別に、「FLIP Consortium Overseas Membership Terms and Conditions」（以下、「Overseas Membership Terms and Conditions」という。）が適用されます</p>	<p>1 定款第6条に定める当法人の会員には、正会員、一般会員、ユーザー会員（<u>ユーザー会員のうち定款第6条第2項に規定する令和5年10月5日以前に入会した日本国外の個人および法人を、以下、「海外会員」という。</u>）、<u>特別顧問および顧問があります。</u>これらの会員のうち、一般会員および正会員をもって本規約における会員（以下、「会員」という。）とします。これらの会員のうち、ユーザー会員をもって本規約における会員（以下、「会員」という。）とします。なお、会員のうち、海外会員は、本規約とは別に、「FLIP Consortium Overseas Membership Terms and Conditions」（以下、「Overseas Membership Terms and Conditions」という。）が適用されます。</p>
第3条 (入会、再入会、会員種別の変更)	<p>9 会員が定款第6条第2項に定める国外の個人または法人に変更になったことにより、第16条(4)および定款第13条(4)に定める会員資格の喪失に伴う会員種別の変更を申し込む場合、当法人の定める会員種別変更申込書により、海外会員へ会員種別の変更を申し込むことができるものとします。なお、海外会員への会員種別の変更における資格並びに審査基準および変更費用は、Overseas Membership Terms and Conditions にて定めるものとします。</p> <p>13 会員がその会員種別を変更した場合、または、退会後に退会時の会員種別とは異なる会員種別で再入会した場合は、新しい会員種別の資格および権利を取得するものとし、変更承認日または再</p>	<p>(削除、以降の条項を繰り上げ)</p> <p>12 会員がその会員種別を変更した場合、または、<u>任意</u>退会後に退会時の会員種別とは異なる会員種別で再入会した場合は、新しい会員種別の資格および権利を取得するものとし、変更承認日または再入会の入会</p>

	<p>入会の入会承認日以前に有していた会員種別の資格および権利を喪失するものとします。ただし、変更承認日または再入会の入会承認日以前に提供された FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料に限り、新しい会員種別の資格および権利を取得した後も使用することができるものとします。</p>	<p>承認日以前に有していた会員種別の資格および権利を喪失するものとします。ただし、変更承認日または再入会の入会承認日以前に提供された FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料に限り、新しい会員種別の資格および権利を取得した後も使用することができるものとします。</p> <p><u>13 任意退会以外の事由により会員資格を失った者は、再入会できないものとします。ただし、定款第 13 条 (5) に定める事由により、その会員資格を喪失した者は、本条第 1 項に定める当法人に初めて入会しようとする者として入会を申し込むことができるものとします。</u></p>
<p>第 7 条 (会員の特典)</p>	<p>2 本条第 1 項②に定める会員向けサービスは、1 会員あたり、日本語版または英語版のいずれか 1 セットのみの提供とします。なお、英語版においては、会員は、改良または機能拡張された FLIP、そのマニュアルおよびその他関連書類の提供が、日本語版のものより遅れる可能性があることに同意するものとします。また、会員は、FLIP に含まれる FLIPGEN プログラムの日本語版と英語版には互換性がないことを承諾するものとします</p>	<p>2 本条第 1 項②に定める会員向けサービスは、1 会員あたり、日本語版または英語版のいずれか 1 セットのみの提供とします。なお、英語版においては、会員は、改良または機能拡張された FLIP、そのマニュアルおよびその他関連書類の提供が、日本語版のものより遅れる<u>または提供されない</u>可能性があることに同意するものとします。また、会員は、FLIP に含まれる FLIPGEN プログラムの日本語版と英語版には互換性がないことを承諾するものとします。</p>
<p>第 12 条 (管理義務)</p>	<p>1 会員は、本規約上の地位、権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡または移転してはならないものとします。また、会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、本規約に従い提供される FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連書類、アンサーサービス、その他一切の物およびサービス（以下、「本会員サービス全般」という。）の全部または一部について複製物を第三者に譲渡したり、第三者にその使用を許諾することはできません。</p>	<p>1 会員は、<u>合併などの組織変更を含む如何なる理由においても</u>、本規約上の地位、権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡または承継させてはならないものとします。また、会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、本規約に従い提供される FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連書類、アンサーサービス、その他一切の物およびサービス（以下、「本会員サービス全般」という。）の全部または一部について複製物を第三者に譲渡したり、第三者にその使用を許諾することはできません。</p>

条項：	改定前：	改定後：
<p>第 13 条 （プロテクトキー並びに ID・パスワードの取り扱いおよび損傷、紛失）</p>	<p>1 会員は、プロテクトキーについて、損傷、紛失等のないよう、十分な注意をもって適切に取り扱うものとしします。なお、プロテクトキーが損傷、紛失した場合は、以下の①から⑤とおとり対応します。</p> <p>（中略）</p> <p>④当法人に在籍中または退会後にかかわらず、破損、欠陥、紛失、盗難等の如何なる理由であってもプロテクトキー現品の交換が不能となった場合においては、当法人は一切の補償およびプロテクトキーの再発行は行いません。プロテクトキーが交換不能の場合、会員は、第 5 条第 5 項に規定する追加プログラムセットを別途購入するものとしします。ただし、プロテクトキーが会員に納品されるまでの輸送中のトラブルにより交換不能となった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ、当法人が認めた場合に限り、再発行にかかる送料は会員の負担の上、有償または無償にてプロテクトキーの再発行を行うことがあります。</p> <p>⑤当法人の会員であった者が、退会後にプロテクトキーの交換を希望する場合は、任意退会後 2 ヶ年以内である場合に限り、損傷等の不具合のあるプロテクトキーの現品と交換の上、本項②に定める再発行を行います。</p> <p>2 会員は、退会または会員種別の変更の後も、破棄、紛失、盗難等のないようプロテクトキーを適切に管理するものとしします。</p>	<p>1 会員は、プロテクトキーについて、損傷、紛失等のないよう、十分な注意をもって適切に取り扱うものとしします。なお、プロテクトキーが損傷、紛失した場合は、以下の①から⑤とおとり対応します。</p> <p>（中略）</p> <p>④当法人に在籍中または任意退会後にかかわらず、破損、欠陥、紛失、盗難等の如何なる理由であってもプロテクトキー現品の交換が不能となった場合においては、当法人は一切の補償およびプロテクトキーの再発行は行いません。プロテクトキーが交換不能の場合、会員は、第 5 条第 5 項に規定する追加プログラムセットを別途購入するものとしします。ただし、プロテクトキーが会員に納品されるまでの輸送中のトラブルにより交換不能となった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ、当法人が認めた場合に限り、再発行にかかる送料は会員の負担の上、有償または無償にてプロテクトキーの再発行を行うことがあります。</p> <p>⑤当法人の会員であった者が、任意退会後にプロテクトキーの交換を希望する場合は、任意退会後 2 ヶ年以内である場合に限り、損傷等の不具合のあるプロテクトキーの現品と交換の上、本項②に定める再発行を行います。</p> <p>2 会員は、任意退会または会員種別の変更の後も、破棄、紛失、盗難等のないようプロテクトキーを適切に管理するものとしします。</p>
<p>第 14 条 （任意退会）</p>	<p>会員は、当法人において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができるものとしします。</p>	<p>会員は、第 15 条および第 16 条で定めるいずれの事由にも該当しない場合、当法人において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができるものとしします。</p>

条項：	改定前：	改定後：
<p>第 16 条 (会員資格の喪失)</p>	<p>(記載なし)</p>	<p><u>(5) 当該会員に以下の事由が生じたとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>イ 当該会員が合併における消滅会社となり、または、株式交換もしくは株式移転における完全子会社となった場合</u> <u>ロ 当該会員が会社分割または事業譲渡により会員としての地位の全部もしくは一部を第三者に承継しようとする場合</u> <u>ハ 当該会員の株主が2分の1を超えて変動した場合</u> <u>ニ 当該会員の役員の変動その他の事由により当該会員における実質的支配関係に変更または著しい経営環境の変化が生じたときと当法人が判断する場合</u> <p><u>(6) 本規約第24条に違反したとき。</u></p>
<p>第 17 条 (会員資格の喪失に伴う権利および義務)</p>	<p>1 会員が前の3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、本規約第30条に定める存続条項を除き、義務を免れるものとします。ただし、会員は、当該会員に限定して、会員であった期間に提供された FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料に限り、会員資格喪失後も使用することができます。なお、資格喪失時に未履行の義務は、これを免れることはできません。</p> <p>2 会員が第15条または第16条のいずれかの規定により、その資格を喪失し、退会した後は、再入会できないものとします。</p>	<p>1 会員が前の3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての<u>すべての</u>権利を失い、本規約第31条に定める存続条項を除き、義務を免れるものとします。なお、資格喪失時に未履行の義務は、これを免れることはできません。</p> <p><u>2 会員が第14条に定める任意退会により、その資格を喪失した後、当法人に再入会する場合は、一般会員またはユーザー会員としてのみ再入会を申し込むことができます。ただし、再入会の際は、本規約第3条または一般および正会員規約第3条に規定する資格および審査基準が新たに適用され、任意退会前の会員種別と同一の資格および権利が与えられないことがあります。なお、前項の定めにかかわらず、任意退会によりその資格を喪失した会員は、当該会員に限定して、会員であった期間に提供された FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料に限り、会員資格喪失後も使用することができます。ただし、当該会員が任意退会後に第16条(3)または(5)に至ったときは、この権利を失うものとします。</u></p>

3 会員が任意退会により、その資格を喪失した後、当法人に再入会する場合は、一般会員またはユーザー会員としてのみ再入会を申し込むことができます。ただし、再入会の際は、本規約第3条または一般および正会員規約第3条に規定する資格および審査基準が新たに適用され、任意退会前の会員種別と同一の資格および権利が与えられないことがあります。

5 会員が年会費および追加窓口年会費を納付後、当該事業年度の途中で任意退会する場合は、月割計算（年会費および追加窓口年会費を12で除した金額×退会年度の残月数（1月未満切捨て）とその消費税分）に基づき、会員が既に支払った年会費および追加窓口年会費から振込にかかる手数料を差し引いた金額を会員の指定する銀行口座に返金します。

8 任意退会した会員が定款第6条第2項に定める国外の個人または法人に変更になった後、当法に再入会する場合は、海外会員としてのみ再入会を申し込むことができます。ただし、再入会の際は、Overseas Membership Terms and Conditions Article 2 および Article 3 に規定する資格および審査基準が新たに適用され、任意退会前の会員種別と同一の資格および権利が与えられないことがあります。

3 会員が第15条または第16条のいずれかの規定により、除名され又はその会員資格を喪失した後は、再入会できないものとします。また、会員であった期間に提供されたFLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料を会員資格喪失後に使用することはできません。

5 会員が年会費および追加窓口年会費を納付後、当該事業年度の途中で任意退会する場合は、月割計算（年会費および追加窓口年会費を12で除した金額×退会年度の残月数（1月未満切捨て）とその消費税分）に基づき、会員が既に支払った年会費および追加窓口年会費から**算定した金額**を会員の指定する銀行口座に返金します。

8 第16条(5)により会員資格を喪失した者が当法人に新規入会する場合は、一般会員またはユーザー会員としてのみ入会を申し込むことができます。ただし、入会の際は、本規約または一般および正会員規約に規定する新規入会者の資格および審査基準などの定めが新たに適用され、過去に会員であった時に保有していた権利および資格は喪失したものとします。

条項：	改定前：	改定後：
<p>第 23 条 (反社会的勢力の排除)</p>	<p>(記載なし)</p>	<p><u>1 会員は、次の各号のいずれかーにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。</u></p> <p><u>(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。</u></p> <p><u>(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p><u>2 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかーに該当する行為を行わないことを保証します。</u></p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為。</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為。</u></p>

条項：	改定前：	改定後：
<p>第 26 条 (その他)</p>	<p>2 会員は、当法人へ登録している会員の氏名、法人名、合併・吸収等に伴う法人組織、住所、登録代表者、連絡担当者、窓口担当者、その他の情報に変更があった場合、当法人のウェブサイトよりダウンロード可能な登録内容変更届を提出する、または、その他の方法により、変更以後 1 ヶ年以内に当法人に知らせるものとします。</p> <p>3 前項において、会員が法人名、合併・吸収等に伴う法人組織、登録代表者を変更する場合は、当法人の定める変更届を別途書面にて当法人に提出するものとします。</p>	<p>2 会員は、当法人へ登録している会員の氏名、法人名、<u>法人組織</u>、住所、登録代表者、連絡担当者、窓口担当者、その他の情報に変更があった場合、当法人のウェブサイトよりダウンロード可能な登録内容変更届を提出する、または、その他の方法により、変更以後 1 ヶ年以内に当法人に知らせるものとします。</p> <p>3 前項において、会員が<u>法人名、登録代表者を変更する場合は</u>、当法人の定める変更届を別途書面にて当法人に提出するものとします。</p> <p>4 <u>前の 2 項において、会員が合併に伴い、存続会社として法人組織を変更する場合は、当法人の定める変更届を別途書面にて当法人に提出するものとします。なお、会員の法人組織の変更内容に不明な点がある場合は、当法人は、法人の登記簿謄本等、変更内容について確認できる資料の提出を依頼することがあります。また、第 16 条 (5) に該当する場合は、会員はその会員資格を喪失するものとします。</u></p>
<p>第 28 条 (完全合意および本規約の変更)</p>	<p>2 当法人は、本規約を会員の事前の許可および事前の通知なしに変更できるものとします。当法人は、本規約を変更した場合、会員に当該変更内容を電子メールまたは書面にて通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が本会員サービス全般のいずれかを利用した場合、または、当法人の定める期間内に退会の手続きをとらなかった場合、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。</p>	<p>2 <u>本規約について状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、当法人は本規約を変更することができます。当法人が本規約を変更しようとするときは、会員に対して、当該変更内容を電子メールもしくは書面により通知し、またはインターネットその他相当な方法で公表します。</u></p> <p>3 <u>前項の変更は、通知又は公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>
<p>第 31 条 (存続条項)</p>	<p>本規約第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条および本条の規定は、本規約の終了または解除の後も効力を有するものとします。</p>	<p>本規約第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、<u>第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条</u>および本条の規定は、本規約の終了または解除の後も効力を有するものとします。</p>